

岩手県告示第36号

鳥獣保護区特別保護地区の指定（平成22年岩手県告示第852号）で告示した滝沢村砂込鳥獣保護区特別保護地区の区域を次のとおり変更した。

平成26年1月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の滝沢村砂込鳥獣保護区特別保護地区の区域 滝沢市砂込鳥獣保護区のうち、滝沢市市内の市道第4砂込線と国道4号との交点を起点とし、起点から同国道を南西に進み岩手県たばこ耕作組合に至る道路との交点に至り、同点から同道路を北に進み岩手県たばこ耕作組合前に至り、さらに同道路を東に進みさらに北に進み岩手県鳥獣保護センター前を通り同市道との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。